

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 9 月 7 日

水 曜 日

号 外(2)

目 次

選挙管理委員会告示

- | | |
|---|---|
| ○富山県知事選挙に伴う選挙人名簿登録 | 1 |
| ○候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数 | 2 |
| ○富山県知事選挙において手話通訳を付して候補者等の政見を録画する放送事業者 | |
| ○富山県議会議員補欠選挙（中新川郡選挙区及び高岡市選挙区）に伴う選挙人名簿登録 | 3 |

告 示

富山県選挙管理委員会告示第62号

富山県知事選挙に伴う選挙人名簿登録について

公職選挙法（昭和25年法律第 100号）第22条第 2 項及び第23条第 1 項の規定により、平成28年10月23日執行予定の富山県知事選挙に伴う選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第 2 項の規定により告示する。

平成28年 9 月 7 日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

- 被登録資格の決定の基準となる日
平成28年10月 5 日。ただし、年齢については、平成28年10月23日
- 登録を行う日
平成28年10月 5 日
- 縦覧に供する期間
平成28年10月 6 日

富山県選挙管理委員会告示第63号

候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数について
政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定に基づき、平成28年10月23日執行予定の富山県知事選挙において、候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定める。

平成28年9月7日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

政見放送を行うことができる 基幹放送事業者の名称		回 数
テレビジョン放送	株式会社チューリップテレビ	1
	北日本放送株式会社	1
	富山テレビ放送株式会社	1
ラジオ放送	北日本放送株式会社	1

富山県選挙管理委員会告示第64号

富山県知事選挙において手話通訳を付して候補者等の政見を録画する
放送事業者について

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第8条第7項の規定に基づき、平成28年10月23日執行予定の富山県知事選挙において候補者等が手話通訳士による手話通訳を付して政見を録画することができる放送事業者を次のとおり定める。

平成28年9月7日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

富山県知事選挙において候補者等が手話通訳を付して政見を録画することができる放送事業者

日本放送協会富山放送局

株式会社チューリップテレビ

北日本放送株式会社

富山テレビ放送株式会社

富山県選挙管理委員会告示第65号

富山県議会議員補欠選挙（中新川郡選挙区及び高岡市選挙区）に伴う

選挙人名簿登録について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び第23条第1項の規定により、平成28年10月23日執行予定の富山県議会議員補欠選挙（中新川郡選挙区及び高岡市選挙区）に伴う選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

平成28年9月7日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

1 被登録資格の決定の基準となる日

平成28年10月13日。ただし、年齢については、平成28年10月23日

2 登録を行う日

平成28年10月13日

3 縦覧に供する期間

平成28年10月14日
